

第 7 回 幌 延 町 教 育 委 員 会 議 会 議 録

日 程	令和6年7月12日	開会10時30分 閉会11時00分	場所	問寒別小中学校 会議室	
出席委員	委員 堀 英 夫	教育長 青 木 順 一	参 与	伊藤教育次長	
	委員 前 田 雅 信			田村次長補佐	
	委員 佐 藤 友 子			岩田係長	
				会議録作成者 椿係長	
青木教育長	只今から第7回教育委員会を開会致します。本日の出席教育委員は3名です。 前回会議録の署名については、出席委員に頂いたところです。 会議時間は、1時間程度で進めたいと思います。 本日の会議録作成については椿係長をお願いいたします。 諸般の報告については、議案書の会議日程表の次のページ、紙面において報告をしたいと思います。 皆さんおはようございます。 まず、幌延中学校区義務教育学校の開校に向けてですが、5月30日に「幌延中学校区小中一貫校建設基本設計業務公募型プロポーザル選定委員」を北海学園大学工学部建築学科、植松教授に依頼しております。31日には、同じく委員を道総研機構林産試験場技術部生産技術G、大橋研究主幹に依頼しました。 6月6日にはまちづくり常任委員会でこれまでの進捗状況とプロポーザル選定委員の報告をしました。7日に幌延中学校区小中交流会で教育課程の編成などソフト面での協力について説明と依頼をしております。 あと、先生方にアンケートをとっております。疑問、課題、質問、意見があるかどうか、次回の教育委員会議で結果をお示ししたいと思います。 7月1日、「幌延中学校区小中一貫校建設工事基本設計業務委託」の公募型プロポーザル方式による参加者を町のホームページで募集、公表しています。7月12日、今日の16時まで締め切りです。 今後の動きですけれども、17日第1回選定会議、26日第2回選定会議、8月23日2次審査ということで決定していきたいと思っております。 その他ですが、コミュニティスクールを幌延地区も問寒別地区も行っておりますが、コーディネーターを1人やってもらいたい、アドバイスいただける方ということで、能藤禎一さん、元教育委員の方をお願いしようと考えております。 私からは以上ですけれども、ここまで何かございますか。 それでは、協議事項に入りたいと思います。本日、報告案件は1件、協議案件は2件ということで進めたいと思います。 では、報告第1号「幌延町文化財専門委員の委嘱について」を上程いたします。事務局の説明をお願いします。				
田村次長補佐	報告第1号「幌延町文化財専門委員の委嘱について」 ご説明いたします。 幌延町文化財専門委員の委嘱については、この度、令和6年6月30日の任期満了に伴い、幌延町文化財専門委員条例に基づき委嘱しましたので、ご報告いたします。				

	今回、委嘱した方の氏名、生年月日、住所等につきましては記載のとおりで、委員4人全員が再任となります。 任期は2年で、令和6年7月1日から令和8年6月30日までとなります。 以上、報告第1号「幌延町文化財専門委員の委嘱について」の説明とさせていただきます。
青木教育長	只今説明のありました報告第1号について質問意見ございましたらお受けしたいと思います。
	よろしいですか。 それでは只今説明のありました報告第1号について報告のあったとお受け承認してよろしいでしょうか。
各委員	はい。
青木教育長	異議なしと認めます。承認いたしたいと思います。
	それでは協議事項の方に入ります。協議案第1号「幌延町立学校修学旅行費補助金交付要綱の制定について」上程します。事務局から説明をお願いします。
伊藤次長	協議案第1号、幌延町立学校修学旅行費補助金交付要綱の制定について、事務局より、ご説明いたします。
	お手元に配布しております、幌延町立学校修学旅行費補助金交付要綱（案）をご覧ください。 本要綱は、幌延町立学校が実施する修学旅行に要する経費の一部を補助することにより、児童生徒保護者の経済的負担の軽減を図り、義務教育の円滑な運営を期することを目的として、修学旅行費に対し補助金を交付するものです。 第1条では、要綱の趣旨について謳っております。 第2条では、補助対象者を幌延町立学校に在籍する児童生徒の保護者としておりますが、第2項で第1項の対象外となる場合として、第1号特別支援教育就学奨励費、第2号要保護、準要保護児童生徒の就学奨励費、第3号高度へき地修学旅行費のいずれかの支給を受ける者としております。 第3条には、補助対象事業を、幌延町立学校が実施する修学旅行と謳い、補助対象経費及び補助限度額は、別表に定めるとしております。 第4条では、この要綱による補助金の申請、受領、返還等の事務は当該学校長が行うとしております。 第5条に交付申請を、第6条には交付条件を、第7条に実績報告をそれぞれ謳っております。 第8条にこの要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定めるとしております。 別表ですが、補助対象経費が、交通費、宿泊費、食事代等の保護者負担金より当該修学旅行の行程1日あたり15,000円を控除した額としており、補助限度額は、当該修学旅行の行程1日あたり7,500円を上限としております。 附則として、公布の日から施行することとしております。 以上、ご説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。
青木教育長	只今説明のありました協議案第1号です。修学旅行の補助をしていこうということです。質問意見ございましたらお受けいたします。

椿係長	私から補足をさせていただきます。検討資料の方をご覧ください。要綱では、実際に今どれくらいの費用がかかっているか等が分からないと思いますので、そのあたりの説明をいたします。 1番～3番までは次長から説明があったとおりです。3番の下に令和6年度を例としている部分がございます。こちらですが、幌延小学校と幌延中学校の今年度の実際の経費を記載しております。中学校は3泊4日で保護者負担額が73,350円となっております。今回の補助金を適応しますと、保護者負担額の73,350円に対して、1日あたり15,000円の控除、4日分の60,000円は保護者の方に負担していただいて、60,000円を超えている13,350円を町の方から補助するということになります。小学校の場合は、1泊2日で実施しておりますが、37,804円かかっております。これを2日日程ということで、15,000円×2日分の30,000円は保護者負担額として控除して、残りの7,804円は町の方から補助するという補助制度となります。 裏面ご覧ください。これまでの実績をもとに補助額が設定しております。令和5、4、3年度とありますが、下から令和3年度は幌延中学校で69,095円、令和4年度は74,000円ということで年々負担額が上がっていることがお分かりになると思います。小学校も同様です。先程見ていただきました令和6年度はさらに上がっているということです。 5年度は、3、4年度の実績を踏まえて、町バスを使用して保護者負担額を削減しておりました。中学校では、保護者負担額46,246円となっております。小学校では、27,923円となっております。これには、町バスを使用したことに加えて、国の旅行支援クーポンが発行されたために、さらに安価で修学旅行を実施できたということがあります。これをもし仮に町バスや旅行支援クーポンを使用しなかった場合は、少なくとも今回の補助制度で基準としている60,000円、30,000円を上回っていたということになります。 資料の最後には、参考に、例規システム上で分かる範囲ですが、道内で補助制度がある自治体を掲載しております。 本町も同様に補助制度を設けて保護者負担軽減を図りたいというところで提案させていただいております。以上、補足の説明です。
伊藤次長	物価自体が高騰していますので、保護者負担が増えてきているものと思います。過去の実績からも大体60,000円前後で収まっておりましたが、はみ出してきているということで、何とか平準化、同じくらいの金額で修学旅行に行けるようにできればというところ です。
佐藤委員	令和5年度は町バスを利用しているということですが、このとき町バス対応した理由はあるのでしょうか、今後も同じようにできないのでしょうか。
伊藤次長	4年度の負担が大きかったということで、何とかありませんかという学校からの要望がありました。町バス担当の総務課に相談し、行き帰りの送迎のみ町バス対応することで負担を抑えたというのが5年度になります。 今年、6年度も当てにしていたところ、町バスの体制が変わって、委託ではなく直営になったことから、今年度については宿泊を伴うようなものは対応できないということになりました。 もし、来年また町バスが利用できるようになる場合は、今回の補助制度の対象にはならないということになります。
青木教育長	他にご意見はございますか。 今、説明のございました協議案第1号について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

各委員	はい。
青木教育長	異議なしと認めまして原案のとおり決定させていただきます。 それでは、最後に協議案第2号「幌延町立学校職員の自家用車の公務使用に関する要綱の一部を改正する訓令の制定について」を上程します。事務局の説明をお願いします。
伊藤次長	協議案第2号、幌延町立学校職員の自家用車の公務使用に関する要綱の一部を改正する訓令の制定についてご説明いたします。 こちらにつきましては、4月の教育委員会議で1度改正させていただいておりますが、その後、赴任旅費の関係で、初めて問合せがございまして、自家用車を使用した場合に町の要綱がないと道の方から赴任旅費が出ないというお話がありまして、急遽4月に遡って適応しようというのが趣旨となります。 新旧対照表のとおりですが、第3条の方に、ただし書きで一言付け加えるものです。 3条の本文の後に、なお、赴任に伴う旅行における自家用車の使用については、平成21年3月12日付教職第1865号北海道教育委員会通達「赴任に伴う旅行における自家用車の使用について（通達）」の取扱いを準用するという一文を付け加えまして、これを改正することによって、先生方が自家用車を使用して赴任した場合の赴任旅費が支給されるということでございます。 附則としましては、この訓令は、公布の日から施行し、改正後の幌延町立学校職員の自家用車の公務使用に関する要綱の規定は、令和6年4月1日から適用するとしております。 以上、ご説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。
青木教育長	只今、説明のありました協議案第2号について質問意見ございましたらお願いいたします。
伊藤次長	一応、準用する通知については、資料として添付しております。近隣町村でも改正するとのことでした。
青木教育長	只今説明のありました協議案第2号につきまして、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
各委員	はい。
青木教育長	異議なしと認めまして原案のとおり決定させていただきます。 以上で提出された案件について全て終了いたしましたので、第7回教育委員会議を終了いたします。 以下、余白